

自転車通勤雑感

公益委員 保澤享平

ここ20年程、雨が降らず遠くに行かなければならない用事等がない時、私は基本的に自転車で移動することが多いです。朝晩の通勤、自分の事務所から仕事先への行き来はもちろん、休みの日の趣味の音楽を聴きに行く時も可能な時は自転車に乗るようにしています。ガソリン代はいらないし、自分の運動にもなる。さらに環境にも優しいといいことづくめと個人的には考えています。

このような自転車ですが、最近では、自転車の悪質運転、交通事故の増加もあって道路交通法の罰則が強化されていることは見聞きされていると思います。私も、時々、マナーが悪いなあと思う自転車の運転者を見かけます。車道右側を走行する自転車、歩道を飛ばしている自転車、「ながらスマホ」の自転車、その他諸々。これらの自転車を運転している人々は歩行者と同じ感覚で自転車に乗っているように感じられます。もしかしたら何の違反感覚もないのかもしれませんが。

しかし、自転車は、道路交通法では（軽）車両で様々な規制がかかっています。自転車も自動車と同様、車道を走るのが原則で、左側を走らなければなりませんし、一方通行の標識の適用もあります（一方通行は軽車両を除いている場合もあります）。従って、歩道を走ることができるのは例外で、「自転車通行可」などの標識等がある歩道、自転車通行指定部分がある歩道、児童及び幼児や70歳以上の者等、車道等の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合にしか、歩道を走ることにはできません。「ながらスマホ」運転などもってのほかで、法律上、「ながらスマホ」運転をただけで6月以下の拘禁刑（懲役・禁固が廃止され、令和7年6月1日より新たな刑である拘禁刑が施行されております）、または10万円以下の罰金、「ながらスマホ」で事故を起こしたら1年以下の拘禁刑、または30万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

つい最近のことですが、私がある歩道上でジョギングをしていたところ前から若い兄ちゃん（以下、「A君」といいます）が自転車に乗って結構なスピードで私に向かって走ってきました。それに気づいた私はすぐに立ち止まって、声を掛けましたが、A君はスマホを見ながら運転しており私に気づくのが遅れてそのまま私にぶつかってきたのです。年は取ってはいませんがそれなりに頑丈な男性である私であったから全く大事には至りませんでした。A君がぶつかったのが幼少の子供、または高齢の女性だったら取り返しのつかない結果が生じたかもしれません。ちなみに彼の行為を先ほど述べた法律にあてはめれば、少なくとも6月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金にあたる行為となりますが、なかなか「ながらスマホ」の自転車運転が警察に摘発されることは少なかったように感じられます。

ところが、来年（令和8年）4月から自転車にも交通反則通告制度（青切符制度）が適用されることになるとのことです。交通反則通告制度とは、運転者がした一定の道路交通法違反（比較的軽微であって、現認、明白、定型的なもの）について、反則者が警察本部長の通

告を受けて反則金を納付した場合は、公訴が提起されない制度で、このことにより自転車の道路交通法違反の取り締まりの対象が広がることが予想されます。「ながらスマホ」の反則金は1万2000円とのこと。今後、「ながらスマホ」で自転車を運転をする人が少なくなるかもしれません。

ところで、先述の私の実体験でのA君が、例えば自転車通勤の途中で私にぶつかって私が大けがを負ったとしたら、A君には刑事上の責任が生じることはもちろん民事上の責任（治療費、慰謝料、休業損害その他の損害賠償責任）が生じます。では、A君を雇っている会社側が自転車通勤を認めていた場合に会社にリスクはないのかを考えれば、場合によっては使用者責任として会社に民事責任が問われる可能性もあります。会社としても、被用者に自転車通勤くらいいいんじゃないと簡単に認めてしまうことはリスクもあるのです。自転車通勤を認める場合、自転車通勤者に保険に入っているかの確認はもちろん（ちなみに鹿児島県では「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」で自転車損害賠償保険の加入の義務化が規定されています）、ある程度の規模を有する会社などでは、交通安全講習なども行うべきなのかもしれません。

気楽な乗り物であった自転車が、一昔前に比べて少し窮屈な乗り物になった気も近頃はしますが、それでもきちんと規則を守りつつ自転車にはずっと乗り続けたいと思っています。